

○滝川市の条例の準用に関する条例

昭和56年3月4日
条例第1号

滝川市の条例の準用に関する条例（昭和46年滝川市ほか2町衛生施設組合条例第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 中空知衛生施設組合の運営については、他に特別の定めのあるものを除くほか、滝川市条例を準用する。

（準用規定）

第2条 準用する滝川市条例は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 滝川市の休日を定める条例（平成2年滝川市条例第19号）
- (2) 滝川市情報公開条例（平成9年滝川市条例第6号）
- (3) 滝川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年滝川市条例第1号）
- (4) 滝川市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成9年滝川市条例第7号）
- (5) 職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和51年滝川市条例第41号）
- (6) 滝川市職員の定年等に関する条例（昭和59年滝川市条例第20号）
- (7) 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和46年滝川市条例第34号）
- (8) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和46年滝川市条例第35号）
- (9) 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年滝川市条例第10号）
- (10) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年滝川市条例第1号）
- (11) 滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年滝川市条例第27号）
- (12) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年滝川市条例第26号）
- (13) 市議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例（昭和46年滝川市条例第25号）
- (14) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年滝川市条例第21号）
- (15) 嘱託員等の給与等に関する条例（昭和46年滝川市条例第127号）
- (16) 職員等の旅費に関する条例（平成11年滝川市条例第12号）
- (17) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和46年滝川市条例第31号）
- (18) 「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和46年滝川市条例第52号）
- (19) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年滝川市条例第58号）
- (20) 滝川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年滝川市条例第43号）
- (21) 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和46年滝川市条例第48号）
- (22) 滝川市行政財産使用料条例（昭和51年滝川市条例第36号）
- (23) 税外収入金の徴収等に関する条例（昭和46年滝川市条例第53号）

- 2 前項の規定により滝川市条例を準用する場合において、同項各号に掲げる滝川市条例のそれぞれの規定中「滝川市」とあるのは「中空知衛生施設組合」と、「市長」とあるのは「組合長」と、「本市」とあるのは「当組合」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、必要な技術的読替えは、別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 滝川市ほか2町衛生施設組合公告式条例（昭和44年滝川市ほか2町衛生施設組合条例第1号）は、廃止する。

附 則（昭和59年12月7日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月11日条例第1号）

この条例は、平成3年4月7日から施行する。

附 則（平成3年5月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成3年4月7日から適用する。

附 則（平成4年12月3日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年8月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日条例第1号）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 （抄）

附 則（平成13年3月31日条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月7日条例第2号）

この条例は、平成13年12月7日から施行する。

附 則（平成15年3月3日条例第2号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日条例第1号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月5日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。（後略）

附 則（令和4年2月21日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和5年3月27日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。（後略）
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日の前日において滝川市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項の規定により滝川市情報公開・個人情報保護審査会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日において改正後の滝川市の条例の準用に関する条例第2条第4号の規定により準用する滝川市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項の規定により中空知衛生施設組合情報公開・個人情報保護審査会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、令和5年9月30日までとする。
（中空知衛生施設組合の議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 3 中空知衛生施設組合の議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年滝川市ほか2町衛生施設組合条例第3号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）